

# 令和7年度（2025年度）財政援助団体等監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助（補助金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

### 2 監査の範囲

令和6年度（2024年度）に執行された会計事務及びその他の事務

### 3 監査の期間

令和7年（2025年）8月27日から同年12月18日まで

## 第2 財政的援助に関する監査

### 1 監査の対象

監査対象となる補助金、団体及び所管部課は、次のとおりである。

	対象補助金	対象団体	所管部課
1	地域密着型特別養護老人ホーム 運営費補助金	社会福祉法人明日檜	福祉部 高齢者いきいき課
2		社会福祉法人愛信芳主会	
3		社会福祉法人一誠会	
4		公益社団法人八王子市シルバー 人材センター補助金	
5	認知症家族サロン事業補助金	一般財団法人八王子福祉会	福祉部 高齢者福祉課
6	八王子市子供会育成団体活動 補助金	八王子市子供会育成団体 連絡協議会	子ども家庭部 青少年若者課

## 2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の財政援助団体及び所管部課が令和6年度（2024年度）に実施した財政的援助に係る会計事務その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業等は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政的援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業等は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 経理規定等の諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

### 3 監査対象補助事業の目的及び補助金交付状況

#### (1) 地域密着型特別養護老人ホーム運営費補助金

##### 【対象団体】

- ・社会福祉法人明日檜
- ・社会福祉法人愛信芳主会
- ・社会福祉法人一誠会

#### ア 補助の目的

八王子市内に設置される地域密着型特別養護老人ホームについて、運営費の一部を補助することにより、施設の安定した運営を図り、利用者サービスの維持・向上を目的とする。

#### イ 補助金の交付状況

令和6年度(2024年度)の交付状況については、次のとおりである。

##### (ア) 社会福祉法人明日檜

補助対象事業等	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
地域密着型特別養護 老人ホーム運営費	2,800,000	2,800,000	運営費

##### (イ) 社会福祉法人愛信芳主会

補助対象事業等	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
地域密着型特別養護 老人ホーム運営費	3,050,000	3,050,000	運営費

##### (ウ) 社会福祉法人一誠会

補助対象事業等	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
地域密着型特別養護 老人ホーム運営費	3,000,000	3,000,000	運営費

(2) 公益社団法人八王子市シルバー人材センター補助金

【対象団体】

- ・公益社団法人八王子市シルバー人材センター

ア 補助の目的

定年退職後等における就業を通じて、労働能力を活用し、生きがいの充実を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な就業の機会を提供する事業について補助することにより、高齢者の就業と社会参加の機会拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

イ 補助金の交付状況

令和6年度(2024年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業等	補助対象事業 支出額(円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
公益目的事業	82,546,185	24,990,000	人件費
重点推進事業	9,281,120	8,300,000	労働者派遣事業及び地域課題解決・地域活性化事業の実施に伴う人件費及び事業費
その他	5,572,819	5,270,000	施設移転費
合計	97,400,124	38,560,000	

(3) 認知症家族サロン事業補助金

【対象団体】

- ・一般財団法人八王子福祉会

ア 補助の目的

「八王子市認知症家族サロン事業実施要綱」に基づいて実施する事業に要する経費について補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

イ 補助金の交付状況

令和6年度（2024年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業等	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
介護者の介護負担軽減及び孤立防止	9,670,269	9,338,000	人件費、光熱水費、 運営費、賃貸借料、 管理料、通信費
医療と介護の連携した支援の提供			
家族会のネットワーク化			
その他認知症支援に必要な事業			

(4) 八王子市子供会育成団体活動補助金

【対象団体】

- ・八王子市子供会育成団体連絡協議会

ア 補助の目的

八王子市の単位子ども会の自主性を尊重しつつ、その健全な向上発展を期し、育成団体相互の連絡を密にし、親睦と福祉の増進をはかる八王子市子供会育成団体連絡協議会の活動推進により、子どもたちに豊かな自然や地域の特長を活かした体験的活動や多世代交流などの経験を重ねさせながら、思いやりや協調性などの豊かな心と郷土愛を育むことを目的とする。

イ 補助金の交付状況

令和6年度（2024年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業等	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
子供会育成団体連絡 協議会活動	1,190,426	737,747	イベント協力者謝礼、 会場費、事務費
子供会人材育成	170,791	170,791	研修会講師謝礼、 傷害保険料
子供会地区・単位 活動	793,250	793,250	地区・単位活動費
合計	2,154,467	1,701,788	

#### 4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の財政的援助等に係る会計事務及びその他の事務は、当該財政的援助の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

##### (1) 指摘事項なし

- ・ 社会福祉法人明日檜
- ・ 社会福祉法人愛信芳主会
- ・ 社会福祉法人一誠会
- ・ 公益社団法人八王子市シルバー人材センター
- ・ 一般財団法人八王子福祉会
- ・ 八王子市子供会育成団体連絡協議会

### 第3 指定管理に関する監査

#### 1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	社会福祉法人相友会	長房西保育園	子ども家庭部 子どもの教育・保育 推進課
2	社会福祉法人公德福祉会	中野保育園	
3	社会福祉法人鶴見会	市役所内保育園	
4	中日本エクシス株式会社	道の駅八王子滝山	産業振興部 農林課
5	北野環境学習パートナーズ	北野環境学習センター (ポカポカ足湯含む。)	環境部 環境学習推進課
6	ノースパーク	北部地区公園	まちなみ整備部 公園課
7	八王子市東北部公園管理事業共同企業体	東北部地区公園	
8	西由木コミュニティパーク	西由木地区公園	
9	ひとまちみどり由木	東由木地区公園 (長池公園・自然館含む。)	
10	ニュータウンアーバンビレッジパーク	八王子ニュータウン地区公園	
11	駒木野庭園アーツ	高尾駒木野庭園 (体験学習施設含む。)	(公園) まちなみ整備部 公園課  (スポーツ施設) 生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課
12	八王子スポーツパーク	運動公園 (公園・スポーツ施設)	
13	スポーツコミュニティ戸吹	戸吹スポーツ公園 (公園・スポーツ施設)	
14	スポーツ&グリーン上柚木	上柚木公園 (公園・スポーツ施設)	

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
15	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	由木学童保育所	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
16		別所学童保育所	
17		船田小学童保育所	
18		上巻分方学童保育所	
19		元八王子学童保育所	
20		由井学童保育所	
21	NPO法人恩方キッズ	恩方西学童保育所	
22		恩方東学童保育所	
23	社会福祉法人竜光会	横山第一小学童保育所	
24		栴田小学童保育所	

## 2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の指定管理者及び所管部課が令和6年度（2024年度）に実施した指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目に基づき、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

### 3 指定管理の概要及び指定管理料の執行状況

#### (1) 社会福祉法人相友会（長房西保育園）

##### ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 保育の提供に関する業務
- (イ) 園の運営に関する物品等の購入事務業務
- (ウ) 園の運営に関する行事等の企画・実施業務
- (エ) 園の日常活動の記録及び報告
- (オ) 施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに修繕に関する業務
- (カ) 消防法第8条に定める防火管理者に関する業務

##### イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
長房西保育園	長房町588番地 都営西 8号棟	令和3年(2021年) 4月1日～ 令和8年(2026年) 3月31日

##### ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	180,700,000	180,700,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	21,641,000	21,097,050	職員の処遇改善費、修繕費
追加払分	7,228,878	7,228,878	物価高騰による光熱費分、 人事院勧告に伴う人件費増額分
合計	209,569,878	209,025,928	

(2) 社会福祉法人公德福祉会（中野保育園）

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(1)ア(ア)～(カ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
中野保育園	中野上町一丁目22番11号	令和2年(2020年) 4月1日～ 令和7年(2025年) 3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	129,507,000	129,507,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	19,306,000	19,255,695	職員の処遇改善費、修繕費
追加払分	6,816,048	6,816,048	物価高騰による光熱費分、 人事院勧告に伴う人件費増額分
合計	155,629,048	155,578,743	

(3) 社会福祉法人鶴見会（市役所内保育園）

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(1)ア(ア)～(カ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
市役所内保育園	元本郷町三丁目24番1号	令和5年(2023年) 4月1日～ 令和10年(2028年) 3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	44,153,000	44,153,000	人件費、事務費、管理費
概算払分	7,736,000	7,736,000	職員の処遇改善費
追加払分	2,915,484	2,915,484	物価高騰による光熱費分、 人事院勧告に伴う人件費増額分
合計	54,804,484	54,804,484	

(4) 中日本エクシス株式会社（道の駅八王子滝山）

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 道路利用者への休憩の場の提供に関する業務
- (イ) 農産物等の地場産品、飲食物その他の物品を販売するための施設の提供に関する業務
- (ウ) 観光情報及び地域情報の発信に関する業務
- (エ) 市民及び来訪者の交流の促進に関する業務
- (オ) 施設、設備等の維持管理及び修繕に関する業務
- (カ) 施設の利用承認、不承認、利用承認の取消及び利用の制限に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
道の駅八王子滝山	滝山町一丁目592番地2	令和4年(2022年) 4月1日～ 令和9年(2027年) 3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

市から指定管理料の支払いは行われていない。

(5) 北野環境学習パートナーズ（北野環境学習センター）

北野環境学習パートナーズは、株式会社京王設備サービス、特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池、株式会社フクシ・エンタープライズ及び不二興産株式会社から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

(ア) 施設の利用に関する業務

(イ) 施設の運営及び管理に関する業務

(ウ) 上記（ア）（イ）に付随する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
北野環境学習センター (ポカポカ足湯含む。)	北野町596番地3	令和5年(2023年) 8月1日～ 令和10年(2028年) 3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	159,483,690	159,483,690	人件費、管理運営費、 業務委託費、公共料金
概算払分	18,053,948	18,053,948	修繕費
合計	177,537,638	177,537,638	

(6) ノースパーク（北部地区公園）

ノースパークは、日産緑化株式会社多摩支店、株式会社新和、株式会社桑都計画及び株式会社リュヴァンヴェールから構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園の運営に関する業務
- (イ) 公園の維持管理に関する業務
- (ウ) 施設修繕、物品の管理に関する業務
- (エ) 上記(ア)～(ウ)に付随する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
北部地区公園 西放射線横山町公園外151箇所	令和4年(2022年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	150,480,000	150,480,000	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	13,815,000	13,815,000	公園修繕費
追加払分	11,857,000	11,857,000	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費
合計	176,152,000	176,152,000	

(7) 八王子市東北部公園管理事業共同企業体（東北部地区公園）

八王子市東北部公園管理事業共同企業体は、株式会社第一グリーン、株式会社三協メンテナンス、株式会社不二電業社、株式会社エージーテクノス、青南建設株式会社、トーヨー企画株式会社及び株式会社エルテクニカから構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(6)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
東北部地区公園 新和田公園外98箇所	令和4年(2022年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	111,182,500	111,182,500	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	10,000,500	10,000,500	公園修繕費
追加払分	19,241,596	19,241,596	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費、 公共料金（電気代高騰分）
合計	140,424,596	140,424,596	

(8) 西由木コミュニティパーク（西由木地区公園）

西由木コミュニティパークは、株式会社雅紋造園、有限会社田畑造園、株式会社柚木造園、有限会社村野工業所及び有限会社高木電機から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(6)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
西由木地区公園 富士見台公園外80箇所	令和4年(2022年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	139,618,000	139,618,000	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	15,700,000	15,700,000	公園修繕費
追加払分	8,874,000	8,874,000	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費
合計	164,192,000	164,192,000	

(9) ひとまちみどり由木（東由木地区公園）

ひとまちみどり由木は、特定非営利活動法人エヌピーオー・フュージョン長池、株式会社桂造園、株式会社斎藤造園及び株式会社日本タスクスから構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(6)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
東由木地区公園 堀之内寺沢里山公園外81箇所 (長池公園・自然館含む。)	令和4年(2022年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	176,176,000	176,176,000	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	16,002,000	16,002,000	公園修繕費
追加払分	4,438,000	4,438,000	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費
合計	196,616,000	196,616,000	

- (10) ニュータウンアーバンビレッジパーク（八王子ニュータウン地区公園）  
 ニュータウンアーバンビレッジパークは、文吾林造園株式会社東京本社、株式会社多摩緑化、有限会社天野植木、株式会社エイト及び株式会社緑化技研から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(6)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
八王子ニュータウン地区公園 みなみ野大船の尾根緑地外56箇所	令和5年(2023年)4月1日～ 令和10年(2028年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	114,730,767	114,730,767	公園維持管理費、人件費、公共料金、管理運営費
概算払分	20,000,000	20,000,000	公園修繕費
追加払分	15,180,650	15,180,650	ナラ枯れ対策経費、大径木対策経費、公共料金（電気代高騰分）
合計	149,911,417	149,911,417	

(11) 駒木野庭園アーツ（高尾駒木野庭園）

駒木野庭園アーツは、たなべ物産株式会社及び株式会社やましたグリーンから構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(6)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
高尾駒木野庭園 (体験学習施設含む。)	令和4年(2022年)4月1日～ 令和9年(2027年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	28,627,000	28,627,000	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	1,960,000	1,960,000	旧民家修繕費、庭園修繕費
追加払分	314,545	314,545	大径木対策経費、 公共料金(電気代高騰分)
合計	30,901,545	30,901,545	

(12) 八王子スポーツパーク（運動公園）

八王子スポーツパークは、株式会社緑化技研、文吾林造園株式会社東京本社、市川造園株式会社及び太陽スポーツ施設株式会社から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 公園の運営に関する業務
- (イ) 公園の維持管理に関する業務
- (ウ) 施設修繕、物品の管理に関する業務
- (エ) 運動施設及び付属施設の管理運営及び維持管理に関する業務
- (オ) 上記(ア)～(エ)に付随する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
運動公園 北野公園外7箇所	令和5年(2023年)4月1日～ 令和10年(2028年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	151,358,816	151,358,816	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	7,484,958	7,484,958	公園修繕費
追加払分	3,543,000	3,543,000	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費
合計	162,386,774	162,386,774	

(13) スポーツコミュニティ戸吹（戸吹スポーツ公園）

スポーツコミュニティ戸吹は、太陽スポーツ施設株式会社及び株式会社エイトから構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(12)ア(ア)～(オ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
戸吹スポーツ公園	令和3年(2021年)4月1日～ 令和8年(2026年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	41,825,255	41,825,255	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	4,547,745	4,547,745	公園修繕費
確定払	4,172,500	4,172,500	スポーツ推進基金積立分配金
追加払分	954,728	954,728	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費、 公共料金（電気代高騰分）
合計	51,500,228	51,500,228	

(14) スポーツ&グリーン上柚木（上柚木公園）

スポーツ&グリーン上柚木は、太陽スポーツ施設株式会社及び株式会社五嶋造園から構成されている。

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(12)ア(ア)～(オ)と同様である。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	指定管理期間
上柚木公園	令和6年(2024年)4月1日～ 令和11年(2029年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	84,173,000	84,173,000	公園維持管理費、人件費、 公共料金、管理運営費
概算払分	8,000,000	8,000,000	公園修繕費
追加払分	2,204,463	2,204,463	ナラ枯れ対策経費、 大径木対策経費、 公共料金（電気代高騰分）、 陸上競技場用器具点検経費
合計	94,377,463	94,377,463	

(15) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

(由木学童保育所外 5 施設)

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、次のとおりである。

(ア) 学童の保護に関する業務

(イ) 学童に社会性を身につけさせる指導に関する業務

(ウ) 学童の健全育成のために必要な事業に関する業務

(エ) 上記 (ア) ~ (ウ) に付随する業務

イ 指定管理施設(由木学童保育所外 3 施設)の概要

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
由木学童保育所	越野 6 9 2 番地 1	令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日~ 令和 10 年(2028 年) 3 月 3 1 日
別所学童保育所	別所二丁目 4 4 番地	
船田小学童保育所	長房町 1 0 4 1 番地 2	
由井学童保育所	小比企町 1 2 0 1 番地	

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	15,325,040	15,325,040	維持管理費、運営費、 事務経費、間接経費
概算払分	89,360,115	84,211,033	人件費、おやつ代
追加払分	1,000,000	1,000,000	由井学童保育所の大規模改修 工事による代替施設使用料及 び諸経費
合 計	105,685,155	100,536,073	

ウ 指定管理施設(元八王子学童保育所外 1 施設)の概要

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
元八王子学童保育所	式分方町 7 6 1 番地	令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日～
上壱分方学童保育所	上壱分方町 7 9 9 番地 2	令和 9 年(2027 年) 3 月 3 1 日

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	8,353,976	8,353,976	維持管理費、運営費、 事務経費、間接経費
概算払分	45,340,308	44,895,321	人件費、おやつ代
合 計	53,694,284	53,249,297	

(16) NPO法人恩方キッズ（恩方西学童保育所外1施設）

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(15)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設(恩方西学童保育所)の概要

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
恩方西学童保育所	下恩方町1369番地	令和6年(2024年) 4月1日～ 令和9年(2027年) 3月31日

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	9,337,632	9,337,632	維持管理費、運営費、 事務経費、間接経費
概算払分	24,525,858	24,525,858	人件費、おやつ代
合計	33,863,490	33,863,490	

ウ 指定管理施設(恩方東学童保育所)の概要

(ア) 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
恩方東学童保育所	下恩方町515番地20	令和5年(2023年) 4月1日～ 令和9年(2027年) 3月31日

(イ) 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	2,628,790	2,628,790	維持管理費、運営費、 事務経費、間接経費
概算払分	22,746,636	22,746,636	人件費、おやつ代
追加払分	548,000	548,000	人件費・おやつ代の不足を補 うための増額分
合 計	25,923,426	25,923,426	

(17) 社会福祉法人竜光会（横山第一小学童保育所外 1 施設）

ア 指定管理業務の概要

主な業務は、(15)ア(ア)～(エ)と同様である。

イ 指定管理施設(横山第一小学童保育所外 1 施設)の概要

指定管理施設	所在地	指定管理期間
横山第一小学童保育所	館町 7 4 番地	令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～
梶田小学童保育所	梶田町 5 7 1 番地 2	令和 1 0 年(2028 年) 3 月 3 1 日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	確定額(円)	主な管理経費の内容
前金払分	13,898,697	13,898,697	維持管理費、運営費、 事務経費、間接経費
概算払分	61,785,399	59,350,086	人件費、おやつ代
合 計	75,684,096	73,248,783	

## 4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の指定管理業務に係る会計事務及びその他の事務の執行は、当該指定管理の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

(1) 指定管理者単独指摘事項あり（該当は次表のとおり）

- ・スポーツ&グリーン上柚木（上柚木公園）
- ・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社  
（由木学童保育所外5施設）

(2) 指定管理者共通指摘事項あり（該当は次表のとおり）

- ・北野環境学習パートナーズ（北野環境学習センター）
- ・八王子市東北部公園管理事業共同企業体（東北部地区公園）
- ・ひとまちみどり由木（東由木地区公園）
- ・駒木野庭園アーツ（高尾駒木野庭園）
- ・スポーツコミュニティ戸吹（戸吹スポーツ公園）

(3) 指摘事項なし

- ・社会福祉法人相友会（長房西保育園）
- ・社会福祉法人公德福祉会（中野保育園）
- ・社会福祉法人鶴見会（市役所内保育園）
- ・中日本エクシス株式会社（道の駅八王子滝山）
- ・ノースパーク（北部地区公園）
- ・西由木コミュニティパーク（西由木地区公園）
- ・ニュータウンアーバンビレッジパーク（八王子ニュータウン地区公園）
- ・八王子スポーツパーク（運動公園）
- ・NPO法人恩方キッズ（恩方西学童保育所外1施設）
- ・社会福祉法人竜光会（横山第一小学童保育所外1施設）

(4) 指摘事項及び指定管理者等一覧表

指摘事項	指定管理者等	所管部課				指定管理者						
		環境部 環境学習推進課	まちなみ整備部 公園課	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課	北野環境学習パートナーズ	八王子市東北部公園管理事業共同企業体	ひとまちみどり由木	駒木野庭園アーツ	スポーツコミュニティ戸吹	スポーツ&グリーン上柚木	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
ア	利用料金の決定に係る手続について	○			○	○				○		
イ	自主事業の実施に係る協議及び承認並びに経費の不適切な取扱いについて		○				○	○	○			
ウ	人件費に係る精算事務について			○								○
エ	延長保育時間に係る利用料金の徴収誤りについて			○								○
オ	延長利用における使用料の誤徴収について				○						○	

## ア 利用料金の決定に係る手続について

環境部 環境学習推進課

(北野環境学習パートナーズ)

生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課

(スポーツコミュニティ戸吹)

市では、戸吹スポーツ公園及び北野環境学習センターについて、指定管理者制度を導入し、スポーツコミュニティ戸吹及び北野環境学習パートナーズをそれぞれ指定管理者として指定し、各施設の管理運営を行わせている。

各施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、利用料金制を導入している。「地方自治法」では、利用料金制による場合の取扱いについて、次のとおり定められている。

- (1) 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、この場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定める。
- (2) 指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

そこで、利用料金の決定に必要な指定管理者からの協議及び市長による承認の手続（以下「利用料金決定手続」という。）に係る資料提出を求めたところ、次のとおり、利用料金決定手続が実施されていないことがわかった。

### ア 戸吹スポーツ公園における利用料金の決定に係る手続について

当該公園は、テニスコート、サッカー兼ラグビー場及びスケートパークといった有料の運動施設（以下「運動施設」という。）を有する施設として、平成23年（2011年）4月1日に開園した。

開園当初は運動施設の利用に関して、使用料として「八王子市都市公園条例」で定める額を徴収していたが、平成28年（2016年）4月1日に「八王子市都市公園条例」を改正し、利用料金制を導入した。これにより運動施設の利用料金は、条例で定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとした。しかし、所管課及び指定管理者に確認したところ、今回の指定管理期間及び利用料金制を導入した前回の指定管理期間ともに、利用料金決定手続が行われていなかった。

所管課によると、利用料金制を導入した前回の指定管理期間における

利用料金は、従前の使用料と同額であり、また、今回の指定管理期間においても同額としたため、利用料金決定手続を実施しなかったとのことであった。

- イ 北野環境学習センターにおける利用料金の決定に係る手続について  
当該センターは、北野余熱利用センターを前身とする施設である。

利用料金については、北野余熱利用センターの指定管理者であった株式会社京王設備サービス・ジョンソンコントロールズ株式会社共同事業体が利用料金決定手続を行い、センターの施設である市民集会施設等の利用料金を定めていた。しかし、今回、北野環境学習センターの指定管理者となった北野環境学習パートナーズとの間では、当該手続が行われていなかった。

このことについて、所管課に確認したところ、指定管理者の構成団体に変更があっても、施設運営には連続性が認められることから、条例の規定に基づき一度定めた利用料金は、指定管理者から新たな協議がない限り、再度定める必要はないと考えていたとのことであった。

利用料金制の趣旨としては、公の施設の運営について、施設運営の基本的な要素である利用料金の決定に当たって、指定管理者に主体性を認め、自主的な経営努力を発揮しやすくすることなどが挙げられる。

このことを踏まえれば、スポーツ施設管理課が、従前の使用料と同額であることを理由に手続を省略したこと、また、指定管理者の構成団体に変更があってもかかわらず、環境学習推進課が、条例の規定に基づき一度定めた利用料金は、指定管理者から新たに協議を受けない限り、定め直す必要がないと考えたことは、指定管理者に主体性を認めるとした利用料金制の趣旨を損なうものである。

については、所管課においては、法令等の規定に基づき適切に利用料金が決定されるよう改善を図るとともに、指定管理者と制度の趣旨を共有し、指定管理者においてサービス内容及び料金設定等の検討等が行われ、施設運営に主体性が発揮されるよう図られたい。

## イ 自主事業の実施に係る協議及び承認並びに経費の不適切な取扱いについて

まちなみ整備部 公園課

(八王子市東北部公園管理事業共同企業体)

(ひとまちみどり由木)

(駒木野庭園アーツ)

市では、市立都市公園（以下「公園」という。）について、公募により指定管理者を指定し、当該指定管理者と公園の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結している。これに基づき、指定管理者（以下「公園指定管理者」という。）は、公園及び体験学習施設の管理業務を実施している。さらに、公園指定管理者は、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、指定管理業務を妨げない範囲で指定管理者が企画した業務として自主事業を実施している。

ガイドラインでは、自主事業の取扱いについて、次のとおり定められている。

- (1) 民間事業者等から提案された内容については、費用対効果を勘案し、指定管理業務と自主事業を区分する。市が指定管理業務の一環として、指定管理者からの企画・提案を求める事業は、自主事業に位置付けない。
- (2) 自主事業は、施設特性を考慮した上で、指定管理業務の実施を妨げない範囲で、応募者に提案を行わせる。なお、事業の実施に当たっては、事前に市の承認を得るものとする。
- (3) 自主事業に係る経費は、指定管理者の自主採算とし、事業により生じる全ての収入は指定管理者の収入とする。

そこで、自主事業に係る事務処理について、募集要項、基本協定、事業報告書等を確認したところ、次のような不適切な状況が見受けられた。

ア 募集要項では、自主事業の実施に当たり、事前に市の承認を必要としているが、東由木地区公園を管理する「ひとまちみどり由木」及び高尾駒木野庭園を管理する「駒木野庭園アーツ」において、市の承認なく自主事業が実施されていた。そして、基本協定では、公園指定管理者が市の承認を得るために必要な手続（以下「自主事業承認手続」という。）が示されていなかった。

イ 東北部地区公園を管理する「八王子市東北部公園管理事業共同企業体」において、自主事業の実施に係る経費が指定管理料から支出されていた。

このことについて、所管課へ確認したところ、次のとおり説明があった。

上記アについては、応募時の事業計画書（以下「事業計画書」という。）に記載された自主事業はすべて承認済みとして扱っているため、自主事業の実施の都度、個別の自主事業承認手続は実施していない。また、自主事業承認手続については、募集要項において、自主事業の実施に当たり事前に市の承認が必要である旨を記載し、さらに基本協定において、募集要項の内容を遵守することを定めていることから、基本協定には改めて特記していない。

上記イについては、期中モニタリングで、自主事業に係る費用を指定管理料から支出しないよう指導するとともに、そのような支出がないことを公園指定管理者へのヒアリングにより確認している。

しかしながら、自主事業承認手続については、事業計画書に記載のない自主事業が実施されている事例においても行われていなかった。自主事業は、あくまで指定管理業務を妨げない範囲で行うべき事業であることから、事業計画書への記載をもって承認とする運用は、ガイドラインに定める適切な承認が行われているとは言い難い。

そして、自主事業に係る経費の取扱いについては、期中モニタリングにおいて公園指定管理者へヒアリングしていたとのことであるが、期中モニタリングシートを確認した限りにおいては、収支状況について報告書等の書面に基づく確認が不足していたように見受けられる。

このような事務誤りが生じた要因として、公募時の要求水準書及び基本協定において、自主事業を指定管理業務の一部として位置付けていることが挙げられる。指定管理業務と自主事業が明確に区分されていなかったことによって、公園指定管理者が、本来自主事業として実施すべき事業を指定管理業務と誤認して実施していた可能性も考えられる。さらに、自主事業承認手続の方法が基本協定において示されていなかったため、必要な手続が公園指定管理者に十分に理解されていなかったと考えられる。

指定管理料は、公共施設の基本的な管理運営に必要な経費として市が支払うものであり、管理業務とは別の収益活動である自主事業に充てることは、公金の目的外使用とみなされ、指定管理業務の公平性への信頼が損なわれる恐れがある。このため、公園指定管理者が指定管理業務と自主事業とを誤認することがないように、公募時の書類や基本協定等において両者を明確に区分することが肝要であり、さらに、その適否を判断するために必要な自主事業承認手続について詳細を明記することが望ましい。

については、所管課においては、自主事業の位置付けを基本協定等で明確化するとともに、自主事業承認手続を指定管理者へ周知する方法を検討されたい。また、自主事業に係る経費の適正処理を確保するため、公園指定管理者に対する指導を徹底するとともに、収支状況の確認事務の見直しと強化を図られたい。

## ウ 人件費に係る精算事務について

### 生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 (シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)

市では、元八王子学童保育所外5施設の学童保育所の管理について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「団体」という。）を指定管理者として指定し、学童保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）及び学童保育所の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結している。団体は、これらの協定に基づき各学童保育所の管理運営業務を実施している。

指定管理料のうち、人件費及びおやつ代は、基本協定及び年度協定において年度終了後に不用額を返納する精算項目としている。このため、所管課では毎年度、団体から提出される事業報告書を精査し、人件費及びおやつ代の精算額を決定し、指定管理料の金額を確定している。

そこで、精算項目である人件費について、団体が管理する6施設のうち、2施設に係る事業報告書、賃金台帳、総勘定元帳等の関係書類を確認したところ、次のような人件費の精算額に影響し得る誤りが判明した。

- (1) 賃金台帳にある処遇改善手当の一部が総勘定元帳に計上されておらず、報告額が実際より少ない金額であった。
- (2) 厚生年金の一部が事業報告書に重複して計上されており、報告額が実際よりも多い金額であった。

このことについて、団体に確認したところ、同一職員が複数の施設の業務を兼務しているため、事業報告書作成時には人件費を各学童保育所に按分する必要がある。しかし、学童保育所専用の経理システムはなく、他の事業と共通のシステムを使用しているため、各施設の人件費を抽出する際に、数値の積算誤りが発生したとのことであった。

人件費は、年度当初において執行が未確定であることから、基本協定及び年度協定において精算項目とされたものである。したがって、精算額及び指定管理料の確定額の適正性を確保するためにも、所管課は、団体に対して、年度中に要した学童保育所施設職員に係る人件費を正確に計算し報告することを指導する必要がある。

また、人件費を精算項目とする理由について所管課に確認したところ、指定管理者制度導入時、年度当初に経費執行が未確定であったため精算項目とし、その後も同様の対応を継続してきたとのことであった。

現在の状況について見てみると、市は年度当初に事業計画書を作成する際に必要な利用児童数を指定管理者に示しており、指定管理者はその人数に応じて職員を採用している。児童数に減少があったからという理由で、配置人数を途中で変更し雇用を打ち切ることは困難であることや、これまでの運営実績から、人件費に大きな変動が生じる可能性は低いと考えられる。

また、所管課においては、市が指定した人件費支出明細書等によって報告された内容と団体の総勘定元帳とを突合し、報告された人件費に誤りがないかを精査をしているとのことであるが、市内91施設の全職員分を網羅的に確認し、精緻な精算額を算出することは極めて困難であり、投入される事務量と比較すると、人件費を精算項目とする実効性には疑義がある。

なお、学童保育所と同様に指定管理者制度を導入している保育園では、備品購入、修繕及び処遇改善に係る経費を精算項目としており、人件費は精算項目としていないことを確認している。

指定管理業務には、業務不履行や指定管理料の積算当時に想定できなかった制度変更など、指定管理者の経営努力によらない事由で執行残が生じる経費があり、これらは精算が必要となる。一方、学童保育所の人件費については、現状を踏まえると精算しないことが不合理とは言えず、所管課及び団体双方に、複雑かつ過大な事務負担を強いるほどの必要性があるとは考えにくい。

については、所管課においては、適正な事業報告を市に対し行うよう、団体に対し指導を徹底するとともに、令和6年度（2024年度）に係る団体の人件費については、精算額を再算出し、適切な措置を講じられたい。

また、人件費を精算項目とすることの適否について改めて検討されたい。検討に当たっては、人件費を精算項目から除く場合でも、運営に必要な職員配置の状況把握に努め、指定管理料の適正性が担保されるよう、十分に留意されたい。

## エ 延長保育時間に係る利用料金の徴収誤りについて

生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課

(シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社)

市では、元八王子学童保育所外5施設の学童保育所の管理について、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（以下「団体」という。）を指定管理者として指定し、学童保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）及び学童保育所の管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結している。

団体は、これらの協定に基づき各学童保育所の管理運営業務を実施し、「八王子市学童保育所条例」（以下「条例」という。）に基づき、延長保育時間に学童保育所を利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）から利用料金を徴収している。条例では、利用料金は指定管理者が市長の承認を得て条例の範囲内で定めるとされており、団体はこれに基づき、次の3区分で利用料金を設定し承認を得ていた。

- (1) 月を単位とした利用
- (2) 日を単位とした利用
- (3) 小学校の休業期間を単位とした利用

また、年度協定では、上記(2)の日を単位として利用した場合の利用料金は、上記(1)及び(3)で定めた金額を上限とする旨が規定されている。

所管課では、延長料金の徴収誤りがないよう、利用料金の上限額について注意喚起を加えた利用実績を集計するためのエクセル表（以下「集計表」という。）を団体に送付し、活用を促しているとのことである。

そこで、団体が管理する6施設のうち、2施設について利用料金徴収事務に係る関係書類を確認したところ、次のような誤りが判明した。

ア 上記(3)の休業期間の利用であるにもかかわらず、上記(2)の日を単位とした利用として請求し、本来より多い利用料金を徴収していた。

イ 上記(2)の日を単位とした利用において、実際の時間区分とは異なる料金を請求し、本来より少ない利用料金を徴収していた。

このことについて、団体に確認したところ、延長保育の利用実績を集計する際、学童保育所職員が利用区分を誤記したことが要因であった。

団体では、集計表へ入力する前に、団体独自の利用状況表を用いて毎日の延長保育の利用実績を管理していたが、利用状況表の記載内容は職員2名で確認していたものの、集計表への転記時には複数人による確認が行われてい

なかった。

利用料金の徴収事務は、団体の責任において行うべきものであるが、所管課は、指定管理者に対して必要に応じた指示・監督を行う立場にあり、徴収事務の透明性及び公平性の確保に努める必要があると考える。

延長保育時間に係る利用料金の徴収誤りについては、昨年度の監査においても他団体に指摘しており、所管課では再発防止のため、徴収事務の統一的な管理方法について検証しているとのことであるが、今回も不適切な処理が認められたところである。

については、所管課においては、誤って徴収された利用料金については、適切な措置を講じるよう団体に対し働きかけるとともに、検証結果を踏まえ、同様の徴収誤りが再発しないよう指定管理者への指導を徹底されたい。

## オ 延長利用における使用料の誤徴収について

生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課  
(スポーツ&グリーン上柚木)

市では、「八王子市都市公園条例」(以下「条例」という。)に基づき、有料の運動施設及び有料運動施設を利用する際に用いる器具(以下「運動施設等」という。)の利用者から使用料を徴収している。そして、使用の単位及び金額は、条例の別表において定められている。

上柚木公園の運動施設等に係る使用料の徴収については、指定管理者であるスポーツ&グリーン上柚木と指定公金事務委託契約を締結し、指定管理者が徴収事務を実施している。

条例では、別表中の単位欄に規定する時間の範囲を超えて運動施設等を利用する場合には、超過30分につき別表で規定する金額の30分相当額(以下「延長使用料」という。)を徴収することとし、算出した延長使用料に100円未満の端数がある場合は切り捨てると規定されている。

そこで、上柚木公園の陸上競技場及び野球場の延長使用料の徴収事務について、運動施設使用申請書(以下「申請書」という。)、領収証書等を確認したところ、申請書には、延長使用料として100円未満の端数を含む金額が印字されていた。指定管理者は申請書の印字額のとおり徴収していたため、延長使用料が条例に定める金額より過大に徴収されていることが判明した。

このことについて、所管課に確認したところ、延長使用料は令和元年(2019年)3月の条例一部改正(同年10月1日施行)により新設したものであるが、改正内容の最終確認が不十分であったため、これまで徴収額の誤りに気づけなかった。そのため、指定管理者に対する改正内容の周知や申請書記載内容の検証を適切に実施できなかったとのことであった。

このような誤徴収が生じた要因としては、所管課内での確認手続及びチェック機能が適切に働かなかったことに加えて、職員が事務処理に当たって根拠規定を確認する意識が希薄であったことが挙げられる。

なお、所管課からは、監査過程において、次のとおり報告を受けた。

- (1) 誤徴収の判明後、他の運動施設で同様の誤徴収が無いか確認するとともに、延長使用料の端数処理の取扱いや適正な金額での徴収について指定管理者に周知を図った。
- (2) 誤徴収額を調査した結果、令和元年(2019年)10月1日以降に生じた過大徴収申請数及び徴収額は、11月12日時点において503

件、146,790円であり、今後精査し、誤徴収の対象者に対して返金する方針で調整している。

運動施設等使用料の徴収事務における誤徴収は、利用者の信頼を損なうだけでなく、公共施設の使用料徴収全般への不信感を招くおそれがある。したがって、徴収の根拠となる条例の規定を正確に理解し、規定に基づく適正な徴収を徹底する必要がある。

については、所管課においては、職員が根拠規定を確認することの重要性を認識するよう、意識改革を図り、再発防止に向けた仕組みを強化した上で、条例に基づく徴収事務の適正な運用を確保されたい。そして、誤徴収分の返金対応については、現在調整中とのことであるが、実施に当たっては、返金額を正確に算出し、確実に取り組まれたい。